

明石書店

2007年4月刊行

<http://www.akashi.co.jp>

「人間の権利」を問い直すために

国際人権百科事典

International Encyclopedia of Human Rights *Freedoms, Abuses, and Remedies*

20世紀以降、多くの人権が勝ちとられた一方、グローバル化の下に人権侵害は深刻化している。今一度、人権の意味・価値を問い直すための必携の1冊。

■ 著 ロバート・L・マデックス
Robert L. Maddex

■ 監修 関西学院大学人権教育研究室
人権の立場から差別の問題をとらえ、研究会の開催を始め、研究雑誌や啓発冊子の発行、人権関係図書・資料の収集・整理などを行い、人権感覚の育成に取り組んでいる。

■ 監訳 打樋啓史・澤田有希子・武田 丈・藤井和夫・舟木 譲・細見和志

■ 定価 15,750 円 (本体15,000円+税)

■ 体裁 B5判/上製/400頁 ISBN978-4-7503-2516-3

本書の概要と特色

人権の認識の深まりや
人権保護へのさまざまな取り組みを
反映した記述

人権に関する基本的な概念や専門用語を明確にする場合にも、具体的な取り組みの中に現れた言説を引用し、人権にかかわる法律や制度が実際の運用に立ち入ったかたちで解説されている。また、国際機関、国家機関、NPOを含む民間団体や個人による実践的な人権活動に多く言及し、個人やマイノリティ集団の側からの活動や主張が、権力を握る側からの主張や施策とのバランスを取るように取り上げられている。

国際協定、宣言、 原理原則声明など 歴史的に重要な 100の文書を概説

基本的な諸権利、児童・青少年・女性・マイノリティ・兵士・囚人・被告人・犠牲者の権利など、広い範囲に及んでいる。国内文書であっても、人権の進展に多大な影響を与えた、イングランドの「マグナ・カルタ」(1215年)、「米独立宣言」(1776年)、フランス「人及び市民の権利宣言」(1789年)、チェコ「憲章77」(1977年)、「権利及び自由に関するカナダ憲章」(1982年)なども扱い、採択の背景を歴史的文脈の中で解説している。



人権保護に関して
国内、地域、国際レベルで用いられる
主要概念や専門用語を説明

「人工妊娠中絶」abortionから「青年」youthまで、150以上の重要な概念や専門用語を扱う。「権利」「人権」「国際人権法」に関する初歩的な理念、また「死ぬ権利」the right to die、「死刑」capital punishment等、世界的にまだ権利として十分に発展していない概念・専門用語を含む。

人権の主張や保護に貢献してきた 歴史的人物を多数紹介

人権の認知と拡大において、重要な功績を残した48人の知識人・政治家・法律家・文化人などの人物像を紹介する。人権の発達はほとんどすべてにおいて、そうした人物の生涯を通して語られる。それぞれの長く苦しい闘いの中で成し遂げられた、彼らの重要な功績に光を当てる。

主要な人権団体・ 権利擁護団体の 情報を収録

人権運動に熱心に関わっている非政府組織(NGO)/国連などの国際機関/ヨーロッパ審議会・米州機構・アフリカ統一機構などの地域機構/国家官庁、裁判所等。

Aristotle アリストテレス

Aristotle アリストテレス

プラトンの弟子であったアリストテレス（紀元前 384－322 年）は、西洋思想に誰よりも深い影響を与えてきた。政治理論と倫理学とは、まさにアリストテレスの著作が 2000 年以上も影響を与えてきたふたつの領域である。正義の原理は、法及び合法的な規則に基づくと同時に、法の下での公平並びに平等に依拠しているという彼の見解は、各時代を通して人権理論家にとっての出発点であり続けた。

アリストテレスは、アレクサンドロス大王の祖父に当たるマケドニアのフィリップス 1 世の宮廷医の息子として、紀元前 384 年、北方ギリシアの小さなギリシア植民都市に生まれた。紀元前 347 年にプラトンが死ぬまで、アテナにあったプラトンのアカデメイアで 20 年間研究し、その後 12 年間にわたる遍歴の中で、アッソスとレロス島にアカデメイアを創立し、マケドニアでフィリップスの息子アレクサンドロスの家庭教師をするようになった。

アリストテレスの研究範囲はその師よりも広く、その著書は物理学に植物学、また芸術まで及んでおり、彼の死後 2000 年にわたってその確たる地位を保ち続けた。プラトン同様、彼もまた国家と個人の生活の関係について幅広く論じている。彼にとって、統治と国制は実質上同一の概念であり、国制とは、最高の法を内容とするただひとつの記録というよりは、統治の様々な形態がどのように機能するかを記述したものである。彼の政治と国制に関する研究の中に、158 にわたる国制の調査研究は集成もある。

アリストテレスは国家とはちょうど、家族や村のように、それよりは高次な形態であるにしても人間組織の自然な形態であると論じた（ただ彼は、主人と奴隷の関係、あるいは妻や母親より夫や父親が優位にあるということに疑義を唱えなかった）。また、彼は国家の目的が国民に最高の善を促進することであると主張した。この究極の善とは、名誉や喜びや理性、そしてその他の美徳の総体であり、ギリシア語で「エウダイモニア」（幸福）と呼ばれたものである。

政府が市民をどう扱うかが市民の権に影響するため、アリストテレスによる国家の本質と目的に関する理論は、人権理論に多大なる影響を与えた。彼はまた、人間が話す力を持ち、また、政治的連合を形成する必要性を有する唯一の動物であると認識した上で、次のように論じている。「人間だけが、善と悪、公正と不公正というような感覚を有しており、これが人間の特徴である。」そして、彼は以下のように結論している。「単なる成りゆきではなく、本性から国家を持たない人間は、悪人であるか、人間を超えた存在である。」アリストテレスの著作中、特に「政治学」と倫理に関する二つの書物にお

いて、民主制や、憲法、公正、正義、そして法の下での平等といった、今日の人権を理解する上での重要な役割を持つ概念が論じられている。



Ackrill, J. L. *A New Aristotle Reader*. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1989.

Barnes, Jonathan, ed. *The Cambridge Companion to Aristotle*. New York: Cambridge University Press, 1995.



立憲主義／民主主義／平等／正義／プラトン／聖トマス・アクィナス

Artists

芸術家（アーティスト）

芸術家の創作は、他の動物には見られない人間の特性である。紀元前 2 万 8000 年頃のマンモスの牙彫って造られた小さな馬の彫像や、紀元前 1 万年から 1 万 5000 年に遡るとされるフランス、ラスコーにある洞窟画は、家畜表現や、美的表現といった人間の素質を確証する最も初期の証拠である。実際、人類の歴史は、建築、絵画、彫刻、そして文学のような芸術の形態においては完全に表現することができる。かの古代ギリシアの哲学者プラトンは、芸術の自由が、彼の新しい共和国の全体主義的土台を揺るがすのではないかと危惧したらしいが、このことは、芸術の力がいかに強いかにいうことの証である。

芸術の自由はいつの時代にも大きな議論の的である。芸術作品が宗教的また道徳的信念と対立すると、それらは、神への冒涇、褻瀆あるいはボルノグラフィとして糾弾されうる。政府によっては、合法的な権のイメージの使用を制限することもある。例えば、ナチスドイツ以降、インドの伝統的な芸術的象徴である鍵十字の使用が公的に禁止されてきた。芸術上の表現手段と認められている映画やレコードもまた、それらが社会的規範を犯すという理由で政治的権威によって禁止されたり破壊されたりしてきた。

芸術の健全さを維持するために芸術家たちはその作品の使用を管理する自由やそこから利益を得る自由、また、著作権法の協定によってほとんどの国において、また国際的にも保護される権利を必要とする（合法的な調査と学術的な研究に用いる場合を除いて）。芸術並びに文学作品が検閲に直面する時、表現の自由という権利もまた重要となる。今や古典となっているジェームズ・ジョイスの『ユリシーズ』（1922 年）は、最初は大ギリシアと米国において発禁となった。1994 年にヨーロッパ人権

裁判所は、3 対 6 という投票の結果によって、ローマカトリック教会に賛賛とみなされた映画『Das Liebeskonzil』（愛欲公会議）のフィルムをオーストリア政府が押収し没収したことは、「人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）」（1950 年）の第 10 条「表現の自由」に抵触しないという判決を下した。

芸術家の権利を取り扱っているいくつかの国の憲法としてドイツの憲法（1949 年）やスウェーデンの憲法（1975 年）があげられる。また、アイルランドの憲法（1937 年）では、実際に芸術家が議会の上院に選挙されるように定められている。芸術家の権利を保護する国際人権文書には、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（1896 年、その後 5 回の改定がなされ最新は 1971 年）、「万国著作権条約」（1971 年改定）、そして経済社会理事会（ECOSOC）によって採択された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（1961 年）などがある。例えば、最後のものは、文学的また実著作物の保護を「俳優、歌手、演奏家、舞踏家やその他の文学的又は美術的著作物を上演し、唱し、口演し、朗誦し、若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者」、また「実演の者その他の者」を「レコード」、すなわち「実演の者その他の者の専ら聴覚的な固定物」に「最初に固定した自然人又は法人」にまで拡大している。それはまた、実演家や製作者の承諾を得ないでその著作物の放送や公衆聴の伝達が行われることを禁じている。この条約の締結国はそれらの芸術家の権利に法的保護を与えることに同意している。



「南アフリカ憲法」（1997 年）、第 2 章「基本的人権」、「表現の自由」：16 (1) だれでも以下のような表現の自由に対する権利を有する。(c) 芸術的創作の自由……。

「芸術家の地位に関する経済社会理事会勧告」（1980 年）：「芸術家は社会の生活並びに発展において重要な役割を担う。……そして、その創作と着想と表現の自由が保護されると同時に社会の発展に貢献する機会並びに他の市民同様において社会においてにそこでその責任を果たす機会が与えられるべきである」。



「米国最高裁判所」（1909 年）：「著作権法に従い、まな一般に向けての出版に先立つ独占的な複製についての普通法の権利を放棄した」著作者は、「……法律に定められたもので相当する期間、増刷と増版の独占的権利を得る。議会は、（著作権法の制定において）現行の権利を認可しなかったため、新しい権利を考案したのである。」

「ヨーロッパ人権裁判所」（1988 年）：「芸術作品を創

作したり、上演したり、頒布したり展示したりする人々は、民主主義社会にとって考えや意見の本質的な交換に貢献している。それ故、国家の義務は、この人々の表現の自由を不当に侵害しないことである」。



Duboff, Leonard D., ed. *Art Law, Domestic and International*. South Hackensack, N.J.: F. B. Rothman, 1975.

Merryman, John H. *Law, Ethics and the Visual Arts*. The Hague: Kluwer Law International, 1998.



表現／プラトン／万国著作権条約

Assembly 集会

政治について議論するために、また政府の政策に対して支持を表明したり変更を申し立てたりするために、あるいは政府当局への苦情を表すために国民が集まる自由は、古い歴史を持つ民主的手続きである。今や、電気通信は市民の集団がサイバースペースに集まることや、E メールによって政府に請願することを可能にしたが、お互いが出会い、グループとして出会うという社会的相互作用の必要性は、市民とその政府の間のコミュニケーションの過程において、確実に重大な要素であり続けるだろう。それゆえ、共通の目標を促進するために、一時的かつ平和的に集団が集まるという人権は不可欠のものである。

多くの国は、国の立法府の名として、古フランス語に由来する assembly という語を採用している。しかし、異議を申し立てたり、苦情を述べたりするために集まる人民の非政府的集会の概念は何世紀にもわたって知られてきた。紀元前 4 世紀に書かれた「政治学」でアリストテレスは、集会というものを、法律を定め、憲法を順應し、為政者の勅令を聞く市民の集団として記述している。13 世紀のアイスランドの物語「ヤールのサガ」はこう物語っている。「グンナルはシグフラスのすべての息子たち、そしてヤールとその息子たちと共にアルシン（アイスランド国会）まで馬で乗りつけた。彼らは一緒に歩き回り、そこにいたどの集団も恐るべきものではないことがわかった」。

今日、集会の権利はほとんどの国の憲法で保障されており、多くの国際的人権文書において明示されている。「世界人権宣言」（1948 年）の第 20 条に見られるように、時には結社の権利と関連づけられつつ、集会の権利はアングロ・サクソンのコモンローやイングランドの憲

著者序文より

1945 年の第二次世界大戦の終結以降、人権の保護は顕著な進歩を遂げている。個人やマイノリティの権利を保障する立憲主義や民主主義政府の数は、ほんのひと握りから意義ある多数派へと増加して、世界約 190 カ国中 100 カ国を超えている。国際協定や国内法では、「世界人権宣言」（1948 年）が要求したように、性別や人種、皮膚の色、言語、国籍もしくは社会的出自、宗教、政治的もしくはその他の意見、財産、出生、その他あらゆる地位に関する区別なく、すべての人々の人権を宣言している。人権侵害に対する裁判は、国内や地域の裁判所、さらには国際裁判所でさえ適切に行われるようになった。さらに、多数の公的・私的な団体が世界中で人権運

動を進めている。人権に専心する政府機関や準政府機関の数は、人権保護に関わる非政府組織（NGO）と共に増加・拡大している。また、人権運動に関連するインターネット・サイトの増加は、この問題に対する公的・私的な関心が世界中で増加し続けていることを確証するものであり、新しいコンピュータ世代の関心を惹きつける助けにもなっている。

しかしながら手段は作り出されてはいるものの、与えられている人権がすべての人々に保障される世界を作り上げるための挑戦はまだ始まったばかりである。研究分野としての人権はまだ初期の段階にある。新しい学問を切り開くための重要な第一歩は、概念や専門用語、文書、組織や重要な役割を演じる人間を明確に定義し、系統立て、啓発することである。

〈組見本〉

明石書店の人権事典

人権百科事典

エドワード・ローソン編 宮崎繁樹監訳
ISBN978-4-7503-1560-7 定価50400円（本体48000円）

人権事典【第2版】

デイビッド・ロバートソン著 竹澤千恵子監訳
ISBN978-4-7503-2318-3 定価4725円（本体4500円）

現代人権事典

ウィンストン・E・ラングリー著 竹澤千恵子監訳
ISBN978-4-7503-1769-4 定価6300円（本体6000円）

人権用語辞典

H.ビクター・コンデ著 竹澤千恵子・村島雄一郎訳
ISBN978-4-7503-1465-5 定価4725円（本体4500円）

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5 TEL.03-5818-1171 FAX.03-5818-1174
図書目録送呈 http://www.akashi.co.jp

申込書

番線印

国際人権百科事典を



申し込みます。

団体・学校名

ご担当者名

住所 〒

TEL

FAX

メールアドレス

明石書店

TEL 03-5818-1171
FAX 03-5818-1174
〒101-0021
東京都千代田区
外神田6-9-5

定価15,750円
（本体15,000円＋税）
ISBN978-4-7503-2516-3